

令和 3 年度から研修を開始する研修医の募集定員について

募集定員数合計 231人 (募集定員の上限 242人)

○ 各臨床研修病院の内訳

No.	病院名	募集定員
1	みやぎ県南中核病院	9人
2	東北労災病院	10人
3	東北大学病院	44人
4	JCHO仙台病院	8人
5	仙台厚生病院	10人
6	東北公済病院	6人
7	仙台医療センター	19人
8	東北医科薬科大学病院	30人
9	仙台オープン病院	6人
10	仙台市立病院	17人
11	仙台赤十字病院	6人
12	仙台徳洲会病院	5人
13	坂総合病院	13人
14	総合南東北病院	3人
15	大崎市民病院	19人
16	栗原市立栗原中央病院	6人
17	石巻赤十字病院	14人
18	気仙沼市立病院	6人
計		231人

※各病院の意向及び募集定員の
上限等を最大限考慮したもの。
なお、過去の実績及び対前年度
増減数については参考資料3参照。

【参考】国から示された宮城県の募集定員の上限

研修開始年度 (マッチング年度)	R 3 (R 2)
	242人

<参考>これまでの推移

R 2 (R 1)	H31 (H30)	H30 (H29)
216人	203人	185人

※東北医科薬科大学医学部開設に伴い、本県では
段階的に募集定員が増加している状況。

(内訳) 下線項目が新規項目

- ① 基本となる数 (人口又は医学部入学定員に応じた配分) 182人
- ② 地域枠 (奨学金貸与者数に基づく配分) 21人
- ③ 地理的条件等に加算 (面積、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分) 46人
(うち、医師少数区域の人口によって加算された配分 8人)
- ④ 激変緩和措置 (前年度の採用数保障のための調整) ▲ 7人

根拠通知

（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和2年3月30日一部改正）厚生労働省医政局長通知より一部抜粋）

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

（中略）

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること。

（中略）

(3) 都道府県における病院ごとの募集定員の算定方法

(2)の定員の算定方法は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）施行前に、国において採用していた次の算定方法を参酌の上、定めること。

24 募集定員の通知

(1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。

(2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるにあたっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。